

西宮版総合戦略に係る有識者会議運営要領

(目的)

第1条 本要領は、西宮版総合戦略に係る有識者会議（以下、「会議」とする）設置要綱第7条の規定に基づき、会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障を及ぼすと認められる場合はこの限りではない。

2 非公開の決定は、座長の判断等により事務局が会議に諮って決定する。

(傍聴)

第3条 会議の傍聴を希望する者は、事務局に申し出なければならない。

2 傍聴希望者が多数である時は、人数を制限することができる。その場合、事務局は、傍聴を希望する者のうちから抽選によって傍聴者を決定する。

3 会議は、傍聴者が指示に従わず、会議の秩序を乱すなどの行為をしたときは、退場を命じることができる。

(会議録)

第4条 会議録には次の事項を記載する。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 委員の出席状況及び出席した職員の職氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議が必要と認めた事項

(事務局)

第5条 会議に、その庶務を行うために事務局を置くものとし、政策局政策総括室政策推進課がこれを行う。

付 則

- 1 この要領は、令和元年11月6日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。